

公立大学法人神戸市外国語大学理事長・学長選考会議規程

2008年9月22日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第71条、第74条及び第75条、公立大学法人神戸市外国語大学定款第10条及び第12条、並びに、公立大学法人神戸市外国語大学組織規程第5条及び第12条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学の学長となる理事長（以下「理事長・学長」という。）を選考し、並びに理事長・学長が不適任とされる場合の審査、議決等を行なう理事長・学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事長・学長候補者の選考に関する事項
- (2) 理事長・学長の解任に関する事項
- (3) 理事長・学長の任期に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、選考会議に関する事項

(組織)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 公立大学法人神戸市外国語大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の委員の中から、経営協議会において選出された者 3名
- (2) 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 3名

2 委員は、経営協議会の委員もしくは教育研究評議会の評議員（以下「評議員等」という。）でなければならない。ただし、評議員等としての任期が終了した場合であっても、次の委員が選出されるまでの間は、評議員等の任期が終了する前に、委員であった者をもってあてることができる。

3 委員が、理事長・学長候補者として推薦され、これを承諾した場合は、第1項の規定にかかわらず、委員としての資格を失う。

4 委員が欠員となった場合は、経営協議会もしくは教育研究評議会において、すみやかに、補充する者を選出しなくてはならない。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 選考会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は、委員の互選により選出する。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(理事長・学長の選考等)

第8条 選考会議は、理事長・学長を選考したときは、理事長・学長に対して申し出るとともに、選考の結果及び経緯を学内に公表しなければならない。

2 理事長・学長は、前項の申出があったときは、神戸市長に対し、速やかに次期理事長・学長の任命を申し出るものとする。

3 選考会議が理事長・学長を解任することが適当であると議決したときは、神戸市長並びに理事長・学長に対して申し出るとともに、議決の結果及び審議の経緯を学内に公表しなければならない。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、経営企画室において行なう。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、議長が選考会議に諮って行なう。

2 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営、理事長・学長候補者の選考、理事長・学長の解任及び理事長・学長の任期に関する事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、2008年9月22日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の委員の任期は、2009年3月末日までとする。